

令和3年度 医療的ケア児等の支援事業

健康福祉部障害福祉事業課

1 小児等訪問看護師育成研修

医療的ケアが必要な小児が地域で安心して在宅療養ができるよう、訪問看護等を行う看護師等を育成する。

(1) 重症児を受け入れる訪問看護師研修

対象：重症児の受入れを検討している、又は受入経験の少ない訪問看護ステーションの看護師等

在宅療養の障害児に関わる、又は関わる予定のある相談支援事業所等の職員等

[参考：令和元年度実績]

① 内容

- ・重症心身障害児の身体的特徴や介助方法について
- ・医療的ケアの必要な重症児者の在宅生活に必要な支援 等

② 受講者数 56名

③ 日程 令和2年2月8日、9日、23日（実技研修はコロナにより中止）

(2) 超重症児を受け入れる訪問看護師研修

対象：超重症児の受入れを検討している、又は受入経験の少ない訪問看護ステーションの看護師等

[参考：令和元年度実績]

① 内容

[講義]・人工呼吸器装着児や医療的依存度の高い超重症児の定義や身体・発達の特徴

- ・超重症児の看護のポイント 等

[演習]・超重症児の看護手技の実施研修

- ・超重症児の緊急、異常時の対応 等

② 受講者数 47名

③ 日程 令和元年10月27日、11月30日

※ 新生児科等からの在宅移行支援研修（NICU等における小児の在宅移行に必要となる専門的知識取得やスキルアップ等を目的として、NICU看護師や訪問看護師等を対象に実施）については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑み、実施見送り。

[参考：令和元年度実績]

① 講義内容

- ・在宅移行期からの育ちを支援する他職種連携の必要性と意義
- ・新生児科から訪問看護に必要な知識
- ・在宅での子どもの健康管理の要点、方策やリスクマネジメントについて 等

② 受講者数 16名

③ 日程 令和元年6月から12月（5日間）

2 医療的ケア児等コーディネーター養成研修

(1) 目的

医療的ケア児等に対する地域の障害児通所支援事業所、保育所、放課後児童クラブ及び学校等における医療的ケア児等への支援を総合調整する者（コーディネーター）を養成する。

(2) 対象

千葉県内の相談支援専門員、保健師、訪問看護師等、今後地域においてコーディネーターの役割を担う予定のある者 等

(3) 内容

[講義]・医療的ケア児等コーディネーターに求められる資質と役割
・医療的ケア児等本人・家族の思いの理解 ライフステージに応じた支援 等
[演習]・事例をもとにした計画作成、意見交換

3 医療型短期入所事業に関する説明会（介護老人保健施設向け）

(1) 目的

家族の負担軽減、レスパイトにつながる短期入所サービスの拡充を図る。

(2) 実施時期

令和3年6月

(3) 対象

介護老人保健施設職員

(4) 内容

- ・医療型短期入所事業の現状及びサービス提供時の報酬算定
- ・重度心身障害児者、医療的ケア児者の特徴

4 医療的ケア児等市町村担当者会議

(1) 目的

令和2年度に実施した医療的ケア児等地域支援体制構築事業の成果等について市町村担当職員への周知を図り、地域における体制整備を促進する。

(2) 実施時期

令和3年10月

(3) 主な内容

- ・医療的ケア児等地域支援体制構築事業の概要説明、モデル対象とした地域からの報告（協議の場の設置経緯や課題等）
- ・医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者の実態調査結果

医療的ケア児保育支援事業【拡充】

(旧医療的ケア児保育支援モデル事業)

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算：402億円の内数)

事業内容

- 保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。
- また、医療的ケアに関する技能及び経験を有した者（医療的ケア児保育支援者）を配置し、管内の保育所への医療的ケアに関する支援・助言や、喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、市区町村等において医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインを策定することで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築する。

令和3年度予算における対応《拡充》

- モデル事業として実施している医療的ケア児保育支援事業を一般事業化するとともに、喀痰吸引等研修を受講した保育士が「医療的ケア児保育支援者」として管内保育所の巡回支援を行う場合、処遇改善を実施する。

【補助基準額】

○基本分単価		
① 看護師等の配置	1施設当たり	5,320千円
○加算分単価		
② 研修の受講支援	1施設当たり	300千円
③ 補助者の配置	1施設当たり	2,160千円
④ 医療的ケア保育支援者の配置 (喀痰吸引等研修を受講した保育士が担う場合、130千円を加算)	1市区町村当たり	2,160千円
⑤ ガイドラインの策定	1市区町村当たり	560千円
⑥ 検討会の設置	1市区町村当たり	360千円

- さらに、各自治体の取組みを推進するため、か所数の増加を図る（90か所→199か所）。

事業イメージ

<管内保育所等>

看護師等の配置や医療的ケア児保育支援者の支援を受けながら、**保育士の研修受講等**を行い、医療的ケア児を受入れ。



<基幹施設>

モデル事業を実施してノウハウを蓄積した施設等が、市町村内の基幹施設として、**管内保育所の医療的ケアに関する支援**を行うとともに、**医療的要因や障害の程度が高い児童の対応**を行う。



助言・支援等

体制整備等

<自治体>

検討会の設置



ガイドラインの策定



検討会の設置やガイドラインの策定により、医療的ケア児の受入れについての検討や関係機関との連絡体制の構築、施設や保護者との調整等の体制整備を実施。

実施主体・補助割合・事業実績

- 都道府県、市区町村
- 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2
国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4
- R2（公募ベース）：109か所（171か所）

在宅移行児童一時支援事業（国事業名：日中一時支援事業）について

千葉県健康福祉部医療整備課

1 要旨

在宅等に移行した、NICUやGCUに長期入院していた又は同等の病状を有する気管切開以上の呼吸管理を必要とする小児を、保護者の要請に応じて一時的に受け入れ、人工呼吸管理、栄養管理等を含みリハビリテーション等を行う医療施設に対し、運営費の助成を行う。

平成22年度に創設された国庫補助制度（医療提供体制推進事業費補助金）である。

※概要

在宅に移行した小児を一時的に預かる医療施設の病床確保経費及び看護師等に確保経費に対する補助

(1) 対象経費

- ア 病床確保経費
- イ 看護師確保経費
- ウ 看護助手等確保経費

* イ及びウは患者を受け入れた場合に限る

(2) 補助率

1 / 3（全額国庫）

2 実績

平成30年度	3施設	7,596千円
令和元年度	3施設	6,782千円
令和2年度	4施設	7,570千円

特別支援学校医療的ケア体制整備事業について（令和3年度）

教育庁教育振興部特別支援教育課

【事業の目的】

特別支援学校で実施する医療的ケアについて、安全で確実な実施が図られるよう、従事する職員に関する研修や、必要な備品の整備を実施する。

1 特別支援学校看護師等指導事業

(1) 内容

医療的ケアを実施する特別支援学校が、安全で確実な医療的ケアを実施できるようにするため、該当児童生徒への手技を中心とした個別研修を行い、指導医による看護師及び医療的ケア担当教員への指導を実施する。

2 医療的ケア運営会議

(1) 内容

特別支援学校が安全で確実な医療的ケアを実施できるようにするため、医療的ケアの必要とする児童生徒の実態把握及び医療的ケア実施校における課題や医療技術の進歩による医療的ケアの状況に対応できるように千葉県医療的ケアガイドラインについて検討する。

(2) 開催回数

年2回（5月と2月に実施）

(3) 委員構成

県医師会理事、指導医代表、県看護協会理事、特別支援学校保護者またはNPO 関係代表、特別非常勤講師（看護師）代表、特別支援学校（校長、医療的ケアコーディネーター、養護教諭）代表、県関係部署

3 医療的ケア専門性向上研修

【内容】

医療的ケアを実施する特別支援学校が、安全で確実な医療的ケアを実施できるようにするため、医療的ケアを担当する教員及び特別非常勤講師（看護師）に対して、医療的ケアに関する基本的な知識・技術及び援助の方法を、実際に特別支援学校で医療的ケア指導医となっている医師等を講師にして、研修会を実施する。

(1) 実施校連絡協議会

- ① 対象者 ・特別支援学校医療的ケアコーディネーター
・特別支援学校養護教諭
- ② 主な内容 ・特別支援学校に在籍する医療的ケアの必要な児童生徒の実態及び教育的配慮等についての協議、情報交換
・障害児医療専門の医師を講師に迎え、特別支援学校における医療的ケアの在り方や対応策について研修

- ③ 開催回数 ・年3回
 - ④ 参加校 ・医療的ケア実施校29校
- (2) 基礎研修
- ① 対象者 ・特別支援学校で初めて医療的ケアを担当する教員等
・特別非常勤講師（看護師）全員
 - ② 主な内容 ・医療的ケアの基本的な考え方
・医療的ケアに関する基本的知識
(障害児の病態生理、衛生管理、泌尿器障害、呼吸器障害、摂食障害等)
 - ③ 開催回数 ・(教員)年2回、(特別非常勤講師看護師)年1回
 - ④ 受講者数 ・(教員)165名、(特別非常勤講師看護師)100名
- (3) 実技研修
- ① 対象者 ・特別非常勤講師（看護師）
※昨年度、本研修を未受講の者（隔年で対象）
 - ② 主な内容 ・障害児医療専門の医師等から医療的ケアに係る講義や実技研修を受講
・特別支援学校に在籍する医療的ケアの必要な児童生徒の実態及び教育的配慮等についての協議、情報交換
 - ③ 開催回数 ・年3回
 - ④ 実施病院 ・千葉県千葉リハビリテーションセンター（2回）
・国立病院機構下志津病院（1回）
 - ⑤ 受講者数 ・42名